

8月9日

○議長（玉利道満君） ただいまから、平成25年第1回始良市議会臨時会を開会します。
(午前9時59分開会)

○議長（玉利道満君） 本日の会議を開きます。
(午前9時59分開議)

○議長（玉利道満君） 本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

○議長（玉利道満君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、議長において法元隆男議員と有馬研一議員を指名します。

○議長（玉利道満君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日8月9日の1日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。
本臨時会の会期は、本日8月9日の1日間と決定しました。
会期日程は、配付しています日程表のとおりであります。

○議長（玉利道満君） 日程第3、諸般の報告を行います。
市長より、報告第16号 損害賠償の額の決定、平成25年度始良市一般会計補正予算（第3号）及び平成25年度始良市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について、報告書が提出されております。お目通しください。
視察の受け入れについて、7月12日栃木県宇都宮市議会より、PFIによる市営住宅の整備についての視察の受け入れを、7月31日、熊本県菊陽町議会より、議会広報に関する視察の受け入れを、8月8日、熊本県菊池市議会より、議会運営に関する施設の受け入れを行っております。
これで諸般の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） 日程第4、行政報告を行います。
市長より行政報告の申し出がありました。これを許します。

○市長（笹山義弘君） 登壇
お手元に配付しております資料に基づき、株式会社愛歯との立地協定調印につきまして行政報告を申し上げます。
平成24年第3回議会定例会において、須崎地区公共用地を株式会社愛歯へ売却したことについて報

告したところでありますが、去る8月6日、同社と本市との間で立地協定を締結いたしました。

同社は、現在も加治木町木田にて歯科医療用補綴物や充填物の製作・修理等を行っておられますが、新たに産学連携による抗菌分野の研究開発事業の展開をお考えで、交通の要衝である始良市内での立地を決定されたものであります。

なお、新事業所は、平成26年2月の事業開始を予定され、5人の新規雇用を計画しておられます。以上で、行政報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これで行政報告は終わりました。

○議長（玉利道満君） 日程第5、議案第58号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

○議長（玉利道満君） 提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

今臨時会に提案しております、議案第58号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回は、始良公民館駐車場整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査経費を計上いたしました。

本駐車場用地につきましては、国道10号始良バイパス建設時に発見された小倉畑遺跡の範囲内にあることから、さきに文化財保護法に基づく確認調査を実施したところであります。

その結果、中世の遺構や古代の遺物が出土し、記録保存のために全面調査を実施する必要が生じたので、駐車場整備工事の早急な執行のため、今回、予算の補正をお願いするものであります。

6ページ、歳出予算の教育費、文化財費の主なものは、発掘調査における調査補助員、発掘作業員などの賃金276万4,000円、プレハブ賃借料170万円などであります。

補正総額は497万7,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は275億6,863万9,000円となります。

この財源といたしましては、5ページに掲げてありますように、前年度繰越金で対処いたしました。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（玉利道満君） 提案理由の説明が終わりました。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（田口幸一君） 4点ほどお尋ねをいたします。

1点目は、今、提案要旨にございました、「小倉畑遺跡、中世の遺構や古代の遺物が出土し」と提案要旨にございましたが、中世、古代とはいつのことか、もう少し詳細なる説明を求めます。2点目、調査補助員ほか276万4,000円は何人分か。どのような方々が、この発掘作業に従事されるのか。3点目、土壌分析はどこに委託するのか。4点目、歳入は今回、繰越金をもって、この繰越金は一般財源が充当されておりますが、急なことです。後もってあるのかどうか、国・県の補助金はないのか、

この4点についてお尋ねをいたします。

○教育長（小倉寛恒君） まず、1点目のご質問にお答えいたします。

今、小倉畑遺跡は、ご承知のように10号線バイパス、そこの前田皮膚科から墓地を通して始良公民館、そしてまた、向こうが大野耳鼻科含んだ、あのエリアを小倉畑遺跡とっているわけですが、古代から中世と、非常に大きなくくりで打っておりますけども、縄文のころから、奈良、平安の時代まで、いわゆる複合遺跡になっております。

縄文時代のものは、恐らく別府川が蛇行して、今、サティ、そこから斎場がございますけど、あの一体は河原になっていたんじゃないかというふうに推測されますけども、そういうことで、あの辺、複合遺跡になっているために、古代のいわゆる古い縄文の時代から、それから奈良、平安の遺構まで出てきているという状況でございます。

くくりとしたら非常に長いくくりで、こういった記載になっておりますけども、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

○教育部長（小野 実君） お答えいたします。

賃金関係の説明でございますが、まず、作業に関しましては、皆様もご存じのとおり、テレビなんかで放映されますけども、はけで振ったりして細かい作業がございますので、まず、発掘作業員を延べ340人、1日、その範囲が決まりますので、その人数については、その1日を計算してしますけども、延べで340人程度、それから整理作業員を延べ60人、それから調査補助員を40人、合計で約440人程度、延べで雇用、一般の方々を雇用して作業にあたっていただく計画でございます。

それと4点目の歳入関係でございますが、今回の駐車場予定地に関しましては、市のほうで購入しておりますので、購入した場合、した地につきましては、所有者が発掘費用を全部出すこととなりますので、そうなりますと、国のほうのこれについての補助金は全くございませんので、市の一般財源から出すという形になります。

それと、土壌検査はどこかということですが、この検査をする機関が鹿児島県内にはございませんので、県外の岐阜と宮崎県の業者がありますので、どちらかのいいほうにお願いする形をとることになります。

以上です。

○5番（田口幸一君） よくわかりました。縄文時代、平安時代というような非常にいい、私たちのところに、このような遺跡が出土するちゅうことは、歴史を知るために非常にいいことだと思います。

そこで、この今、部長が説明していただきましたが、340人、60人、40人、合計で440人という方々が作業にあたってくださるということですが、これは熟練した方々なのか、今まで、過去、こういうような埋文の発掘作業に携わっておられる方々、市内の方々かどうか、その辺をお尋ねいたします。

それから、この歳入の辺では、一般財源の繰越金が充当されているということ、国・県の補助金はないちゅうこと。後もってこれ、緊急なことで、この公民館の工事のときにわかったわけですが、後もって、その補助金請求とか、そういう対象にはならないのか、再度、お尋ねをいたします。

それから、この貴重な埋蔵文化財ですが、発掘した後の利用、例えば歴史民俗資料館に展示するか利用法、市民にどういうふうにしてお知らせになるのか、そこをお尋ねいたします。

○教育長（小倉寛恒君） この発掘作業員につきましては、これまでも一昨年、市頭遺跡に、この作業員、随分、充当して作業にあたっていただきましたけど、その数は、先ほどの数字は延べ人員でございます。大体30人ぐらいを1グループにして作業にあたるわけですけど、その延べ人員ということでご理解いただきたいと思いますけど。

そういうことで、これまで始良市内のさまざまな発掘作業に、従事していただいた方々を主にお願いするというのは基本になります。また、最初に全く経験のない方でも、最初に今、ある程度、習得してもらって、そしてあたってもらうということは可能であります。

それから、発掘したさまざまなものについてはどう活用するか、利用するかということですが、これはまだ、例えばつぼであれば、つぼを完全に復元して、そしてまた最終的には、そういった歴民館とかそういったものに展示するということはあると思いますが、まず、そういった記録をしっかりとするということで、記録をつくり上げた後に、そういった活用ということも考えていきたいというふうに考えております。

○教育部長（小野 実君） 補助金の該当しないかということでございますが、この埋蔵文化財の発掘に関することに関しましては、国・県両方とも補助金の対象になりませんので、市の一般財源からの確保になることとなります。

○5番（田口幸一君） 以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

○3番（湯元秀誠君） 今回のことは、早急な執行のための今回の補正予算の措置だということでございますが、ちょっと文化財のこういう扱いについて、こういう工事等の伴う場合の扱い方、ここに持ってくるこの手法、私、ちょっと理解できないんですが、これが、駐車場整備を伴うんだったら、前年度ぐらいにこういうの、調査できないんですか、なぜここになってですか、ちょっとわかりづらいですね。

それと、例えば基盤整備等をやる時には、そういう網がかかっていますね、文化財の。これも網がかかっていたわけでしょう、最初から。かかってないんですか、かかってて工事を始めたら、これがわかったちゅうのはちょっと、所管の中ではおかしいんじゃないかなと思いますね。

でしたら当初、前年度、こういう事業をされるときは前年度に調査すべきことじゃないかなと思いますが、ここになって、本館の工事がもう始まったにもかかわらず、駐車場整備に急がんにやいかんことで、これが後手に回っているなと思いますが、こういうからくり、よくわかりません。

例えばこれに、わかりませんよ、やってみたら、重要文化財に匹敵する大変なものが出てきたとした場合は、これはどうなるんですか。駐車場もくそもなくなるわけでしょう。そこら辺をこの扱い方、やり方。

工事を始めてたくさんの方が出入りするから、埋蔵文化財は後で補正で組めばええがと安易な考えなのかと、そこら辺もちょっと教えてください。

○教育部長（小野 実君） お答えをします。

まず、ちょっと経緯を説明させていただきたいと思います。

今回、公民館の大改修に伴い、駐車場台数が少ないということで、今の北側の駐車場横の民間の所有されていた予定地を本年度に購入しております。

となりますと、その以前に調査になると、ちょっとできませんので、市で予定地を購入した上で、一応、さっき言われましたように、昭和58年の国道10号バイパスの建設地に、この小倉畑というのが遺物が発掘されましたので、その範囲内であるということは間違いありませんでしたので、その取得後に、すぐ試し掘りの確認調査、これをする計画を立てておりました。

その関係で、6月から7月の1か月間かけて調査をした結果、その遺物が出てきて、出てくるというのは予想されていましたが、ただ、その遺物が、今の駐車場予定地の表土か、一番表の上から10cmほどのところに、もう全て出てきてしまったとなります。

こちらとしては、予定としては、40cmから下のほうに若干深いだらうということで、駐車場整備でしたら、上のほうをちょっと扱ってアスファルトで舗装すれば、掘削などをしませんので、そのまま保護することができますので、県の基準がありますので、県の基準におきましては、その文化財が見つかった層から、駐車場関係の開発に関しましては、30cmの保存の土を盛れば、その上で再度、開発をすることが可能になりますので、その考えで当初計画をしておりましたけれども、5か所掘った中で4か所から約、表面から10cmほどのところに出てきました。

と同時にもう一つは、今の予定地が、中央に墓の墓地の前に道路が入っているんですけども、道路から一番中央部分で25cmほど、ちょっと土が盛られております。

ですので、それから10cmを考えたときに、上のほうに30cm以上、盛り土をすると、道路よりも50cm以上高くなるということで、そうすると傾斜が相当厳しくなって、今現在、駐車場予定地で46台を予定しておりますけれども、入り口等に傾斜をかけることで、もう三十五、六台になると、それと入り口は、どうしても斜めの傾斜、厳しい傾斜になりますので、そういうのを考えたときに、今回は発掘をしなければ、駐車場整備ができないということで、今回の補正をお願いしたところでございます。

通常は、前もってわかっておれば、事前に調査をしてすることでします。そして、さっき議員がおっしゃるとおり、もし途中の開発行為で出てきた場合は、もうその内容によっては、その国道10号バイパスの通りのときも、工事が3年、4年、発掘が終わるまで時間がかかりましたけど、そういう形になりますけど、今回は、そういう形で、ちょっと私たちのほうで予測が、簡単に考え過ぎたのかもしれないんですけど、10cm程のところ、あのバイパスの道路から見たときに、10cmの程とか出てこないだらうと、四、五十cm出れば、上の表面の舗装工事だけすれば、対応できるという判断をしたために、今回、こういうことになりました。

その間、発掘調査に約2か月から3か月かかりますので、その後、駐車場整備をすると、どうしても来年の4月に間に合わせるためには、今回の臨時議会にお願いしたというふうな状況でございます。

○3番（湯元秀誠君） そこまで詳しく書かんでも、提案での説明ですよ。許される説明なんですよ。制約も何もないわけですよ、おたくなんかの提案には。

何でちょっとそういうことを議会の皆さん方に、また執行部の皆さん方とも、後ろにいらっしゃる方は知らないと思いますよ、関係担当者しか。ですから説明ですから、何も制約はありませんから、もっとわかりやすく説明を、提案理由を説明されたらどうですか。全てのことに、これ、言えると

思うんですよ。

議案提案をされるときに、なかなか説明不足だから、根掘り葉掘り、議員の方々も聞かんにやいかんということにもなりますので、やはり簡潔でいいですからわかりやすく説明すると、提案理由は、そういうことを心がけてほしいと思います。わかりました。

こういうたぐいのやつは、やはり網がかかってれば予測されること、追加購入した土地だということとでございますけれども、それも十分わかってのことですから、やはりその段階で、我々にもちゃんとした調査が必要なんだと、今後においてはと。そういうことをまず加味して、予算を組むときに、そういう流れを、一連の流れを議会のほうにも方向的には示してほしいですね。

以上、終わります。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○23番（里山和子君） 工事の期間ですけど、二、三か月ということでしたけれども、実質、何日ぐらいかかるのかどうかということと、1人当たりの賃金はどのようになるのか。

これは、県内各地のこういう遺跡調査などの、発掘調査などの作業員などの賃金を参考にされて、この賃金を出していらっしゃるのかどうか。それと、前年度繰越金を使っておりますが、現在の繰越金は、これでどのくらいになっているんでしょうか。

以上です。

○教育部長（小野 実君） お答えいたします。

まず、工事期間中の関係でございますが、本日、議案を提出しておりますので、もう議決していただければ、これから人員の募集等をかけますので、実質、その期間を踏まえて、9月の中旬から12月いっぱいまでに、一応、全てを終わらせるという考えでございます。

ですので、この約1,300m²あるうちの1,100m²に遺跡があると、もう予想されておりますので、これを全部掘り返して全てすることになりますので、約3か月間、でなければ来年の1月からの駐車場整備に間に合わないという形がありますので、そういう形にしております。

それと賃金の明細でございますが、鹿児島県埋蔵文化財発掘調査基準に規定されている賃金がございますので、発掘作業員は1日6,000円、それから整理作業員は1日5,300円、それと調査補助員として調査をいろいろしていただきますけれども、これについては1日1万円という基準がございますので、これに従って予算編成をしております。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） 前年度繰越分のことでお答えいたします。

決算関係につきましては、今度の第3回定例会に決算関係、お出しする予定で、前年度繰越金の関係、留保につきましては、現在、調整中でございますけれども、概略の関係についてご説明を申し上げたいと思います。

繰越金につきましては、最終的には現在、利用財源ということで見込んでいることにつきましては、今回、お出ししたちょうど5ページのほうにも、2億7,106万4,000円の繰越金のほう、今回、予算計

上かけておりますけれども、留保として残っておるのは約4億1,900万ということで、現在、私どものほうは試算しているところでございます。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから、議案第58号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第58号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君）

日程第6、議案第59号 工事請負契約の締結に関する件（松原なぎさ小学校校舎新築工事（1工区））

日程第7、議案第60号 工事請負契約の締結に関する件（松原なぎさ小学校校舎新築工事（2工区））

日程第8、議案第61号 工事請負契約の締結に関する件（松原なぎさ小学校校舎新築工事（3工区））

日程第9、議案第62号 工事請負契約の締結に関する件（松原なぎさ小学校校舎新築工事（4工区））

及び

日程第10、議案第63号 工事請負契約の締結に関する件（松原なぎさ小学校体育館新築工事）
までの5案件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

議案第59号から議案第63号までの工事請負契約の締結に関する件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

これらの5件につきましては、4つの工区に分けた、松原なぎさ小学校の校舎及び体育館の新築工事に関する工事請負契約の締結に関し、始良市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

これらの工事は、始良市立建昌小学校の分離新設校となる松原なぎさ小学校の平成27年度開校を目指して、同校の校舎及び体育館を建築するもので、工期については、いずれも平成26年7月31日までとなっております。

まず、議案第59号につきましては、松原なぎさ小学校校舎新築工事（1工区）で、主な工事内容は、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積6,583.67m²の校舎のうち、校長室や事務室、機械室、音楽室、家庭科室、パソコン室、理科室などの特別教室を1工区として、1,686.42m²を新築施工するものであります。

契約の相手方は、有限会社川野建設・株式会社岩井田工業特定建設共同企業体で、条件つき一般競争入札により決定したものであり、工事請負金額は2億8,560万円であります。

次に、議案第60号につきましては、松原なぎさ小学校校舎新築工事（2工区）で、主な工事内容は、校舎のうち玄関ホール、エレベーター、職員室、図書室、図工室の一部と多目的教室を2工区としての1,743.63m²を新築施工するものであります。

契約の相手方は、岩澤・親和特定建設共同企業体で、条件つき一般競争入札により決定したものであり、工事請負金額は3億9,375万円であります。

次に、議案第61号につきましては、松原なぎさ小学校校舎新築工事（3工区）で、主な工事内容は、校舎のうち保健室、特別支援教室、普通教室などを3工区として、1,581m²を新築施工するものであります。

契約の相手方は、第一・上野特定建設共同企業体で、条件つき一般競争入札により決定したものであり、工事請負金額は2億6,129万2,500円であります。

次に、議案第62号につきましては、松原なぎさ小学校校舎新築工事（4工区）で、主な工事内容は、校舎のうち普通教室、少人数教室、更衣室などを4工区として、1,572.62m²を新築施工するものであります。

契約の相手方は、大英・井上特定建設共同企業体で、条件つき一般競争入札により決定したものであり、工事請負金額は3億1,395万円であります。

議案第63号につきましては、松原なぎさ小学校体育館新築工事で、主な工事内容は、鉄筋コンクリート造一部木造2階建て、アリーナは9人制バレーコートが2面とれる面積とし、ステージや器具庫・放送室と非常用発電機設置室などの延べ床面積1,283.81m²を新築施工するものであります。

契約の相手方は、キョクヨウ・川添特定建設共同企業体で、条件つき一般競争入札により決定したものであり、工事請負金額は3億6,540万円であります。

なお、工事の概要等につきましては、別紙参考資料のとおりであります。

以上、提案をいたしております議案5件につきまして、一括してその概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（玉利道満君） 提案理由の説明は終わりました。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○10番（和田里志君） 入札関係について質疑をいたします。

細かなことを同僚議員からもお尋ねがあるかと思うんですが、まず、入札の方法につきましてですが、条件つき一般競争入札ということになっておりますが、そういった参加資格も含めて、どういう形で行われたのか、それと募集の方法。

それと2点目、工法の問題なんですが、4工区に、学校のほうは4工区に分かれておるんですが、1つの教室を2つのJVでつくる、あるいは、そういう組み合わせになるかと思うんですが、管理上の問題とかそういうのはないのかどうか。

それと3点目、工事の内容についてですけれども、議会の議決を必要としない工事、このほかに例えば電気、空調、水道等あろうかと思うんですが、そういったところの入札はどのようになっているのか、それをまずお尋ねします。

○市長（笹山義弘君） 今回の発注についての全体的な考えということで、私のほうからご説明申し上げます。あと、以下は補足説明をさせます。

今回の校舎発注でございますけれども、鹿児島県内においては、少子化の流れがとめられず、廃校や統合が進む中にありまして、始良市におきましては、このように新設の学校建設に着手できますことを、大変ありがたく思っているところでございます。

平成27年4月開校としておりますけれども、潮風の薫る校庭に、元気な子どもたちの声が響き渡る情景を思い浮かべますと、未来に希望が湧いてくるような思いがいたすわけでございます。

松原なぎさ小学校は、始良市となり初めての新設校であり、また、大型工事でもあるわけでありまして、松原地区はもとより、始良市のシンボリックな校舎建築ということでもあります。

始良市内の建設業者の方々も、当然、その建設にかかわりたいとの思いもあると思います。工事発注につきましては、市内でできるものは市内でといたしておるところでございます。今回、共同企業体方式での発注であり、共同施工などをするによりまして、それぞれの企業体あるいは業者の方々が切磋琢磨して、市内業者のレベルアップを図ってもらうとともに、無事故で立派な学校をつくっていただきたいとも考えております。

以下、ご質問につきましては、それぞれがご答えいたします。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

入札方法についてでございますけれども、現在、始良市では、設計額1,000万円以上は、原則条件付きの一般競争入札といたしております。

本日の議決案件につきましては、始良市建設工事等条件つき一般競争入札実施要綱に基づきまして、始良市建設工事と条件つき一般競争入札運営委員会におきまして、入札参加の条件を決定いたしております。

その参加の要件といたしますのが、共同企業体結成の要件、この中には、結成は自主結成とする。それから共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の出資比率とし、各構成員の出資比率は30%以上とする。それから、構成員は、始良市が発注する松原なぎさ小学校に関する全ての案件において、2以

上の共同企業体の構成員になれないというような要件を付しております。

そのほか、共同企業体構成員の要件といたしまして、代表者の要件といたしまして、始良市に本社・本店を置き、始良市入札参加資格（建築一式）格付区分A級を有している者。

それから、配置技術者に関する条件といたしまして、次の要件に満たす監理技術者を本工事に専任で配置できることということで、建設業法に規定する1級建築施工管理技士、または1級建築士の資格を有する者であること。

建設業法第27条の18の規定による監理技術者証の交付を受けている者、それから直接的かつ恒常的な雇用関係にある者、それと特定建設業の許可を有する者というふうに代表者の要件をいたしております。

それから、代表者以外の構成員の要件につきましては、始良市内に本社・本店を置き、始良市入札参加資格（建築一式）格付区分B級を有している者、それから特定建設業の許可がなく、始良市内に本社・本店を置き、始良市入札参加資格（建築一式）格付区分A級を有している者、それと配置技術者に関する条件といたしまして、建設業法に規定に基づき、本工事に対応した主任技術者を専任で配置できること、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者というふうにていたしております。

募集の方法といたしましては、電子入札ということで、入札の公告を今、申し上げましたような要件等を付して入札執行をいたしております。

それから、電気関係の入札はということですが、電気につきましては、電気も同じく1工区から4工区、それと体育館に分けて5件に分けての発注をいたしております。

1工区につきましては、金額が大きくて特定建設業を持った者でないと、ちょっと問題があるのではないかというような観点から、準市内を入れての入札執行といたしております。

ほか2工区、3工区、4工区、それと体育館につきましては、市内の電気の格付の業者で執行をいたしております。

それと、工区に分けた管理上の問題はということですが、施工管理につきましては、当然、全体の安全協議会等を立ち上げて、その中で工程会議、安全会議もろもろを含めまして、それぞれ共通認識を持ちながら作業を進めていくという形になろうかと思えます。

以上でございます。

○10番（和田里志君） 入札の方法についてはわかりました。

そこでお尋ねするんですが、先ほど要綱の中で、松原小学校の建設については、2つ以上の企業体、2か所以上に入れないということでしたかね、何か言われたと思うんですが、ということは、1工区に例えば入札参加した人は、もう2工区、3工区には入れないということなのか、あるいは重複して入っている部分もあったのかどうか。

それとあわせて、例えばその工区ごとに何社が入札参加して、落札したのは議案が提案されているわけですから、これで当然わかりますが、最高価格は幾らで最低価格は幾らというのをば、そういったのをば、一覧表みたいな形で提出、資料としてもらえないのかどうか。

そこはまた、後に言いました電気、水道等についてもそういう形で、A社が幾ら、B社が幾らというところまでは問題あるかもしれませんが、最高と最低の金額ぐらいいは出せるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

今回の松原小学校につきましては、それぞれ受注機会の観点から、各社1社といたしたわけですが、入札公告の中にも、例えば建築工事については、1工区から4工区、体育館の順に開札し、落札した業者は次の案件の入札においては辞退したものとみなすというふうな形で、いわゆる1抜け方式といたしますか、この入札方法を採用しております。

この方法につきましては、県央を初め、ほかの自治体でも採用している入札方法でございます。

それから、最高と最低の一覧表をというようなことでございますが、入札結果につきましては公表もいたしておりますので、また後ほど提出したいと思っております。

○議長（玉利道満君） 資料については、議長のほうから要請しておきます。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（堂森忠夫君） じゃあ、私のほうから7点ほど質疑させてください。

まずは、本体、校舎のほうですが、4工区に分かれてこういったスタイルで施工できることは、始良市の内需拡大につながって、非常にいいことだなと思っております。

しかし、そうして分けることによって、問題も生ずる点があるかなと、そこはどこにあるかなと思ったときに、コンクリートの打ち継ぎ、ここが雨漏りとかそういった分野では非常に大事なところで、その打ち継ぎ分をどのように考えているかですね。

それと2番目に、建物が長いので、コンクリートの収縮とか、そういったのを考えての施工をどのように考えているか。橋梁関係においては、エキスパンションを設けたり、伸縮部分にそういった施工をいたしますので。

それと3番目に、我々は、平面図しかもらっておりませんので詳細がわからないんですが、中央部にある階段、これは金属加工で加工すれば、コンクリートよりも安く上がるんじゃないかなと思うんですが、こういった金属加工がどの辺に使われているのか。

エレベーター室にも、鉄骨使えば、すごく取り合い関係がうまく行くんじゃないかなと思う点がありますので、その点について。

それと4番目に、業者が、工区が4工区に分かれよるわけですので、現場での日々の工程管理、その辺をどのような体制で現場常駐の職員を何名送って、日々の管理をどのようにするのか。

5番目に、業者から出てきた話なんですが、空調関係において、加治木の場合は電気工事で発注していただく、始良の場合は水道工事で発注していただく、その辺の分け方、どう、どちらのほうで発注されるのか。

それと、体育館関係におきまして、金額は3億6,000万と一番大きいわけですが、育成という先ほど話もありましたが、2社でなくして3社にはできなかったのか。

それと最後に、私も一般質問で何回か追求し、しっかりとした回答を得てない分野があるものから、軒高までを鉄筋コンクリートにした場合、私は鉄骨のほうが安く上がると。柱1本にしても、鉄骨でやると1tはかかりません、柱1本にして。

鉄筋コンクリートを使うと、柱1本でも10t以上になるわけですよ。そうすると、柱が大体数えてみると30本ぐらいありますので、基礎分野に相当な荷重がかかるわけですよ。鉄骨に加工したときと

鉄筋コンクリートにするのとなれば、15倍ぐらいの荷重がかかる、基礎分野に。それによって基礎工事が高くなる。そういった意味からすれば無駄な投資だなど。

それよりも、その分野を削って、給食センターをつくる土地も確保しているわけですが、そういったところに子育て支援とかそういった分野と条例つくったわけですので、そういった分野に回すとか、やはり大きな視野から器から考えれば、そういった方法もできたんじゃないかなろうかと。

ですので、鉄筋コンクリートにしたときのメリットが、こういったメリットがあるのか、お答え願いたいと思います。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

私のほうからは、入札関係についてお答えいたします。

空調の工事発注についてでございますけれども、空調工事につきましては、工種は管工事になります。そういうことで、いわゆる水道工事、水道施設はまた、とは別に管工事という格付をいたしておりますので、また管工事の中でも、空調といわゆる水道的な、給排水的なと管を分けておりますので、その管工事の中の空調に格付されている業者で発注をいたしております。

それと、体育館を3社にできなかったかというようなご質問ですけれども、今回の建築につきましては、建築AとBの組み合わせということでしておりますけれども、建築Aが9社ございます。建築Bにランクされている業者数が12社あります。

そのようなことから、今回の入札におきましては、A・B合わせて21社ありますけれども、その中でJVの14社が参加をしているわけですが、3社となりますと、また企業体の形も変わってきますので、なかなか数的に難しいのかなというもでございます。

それと、企業体の会社の構成が変わってくれば、当然、校舎と体育館とそれぞれ1つずつという形で言っていますけれども、これ、校舎も体育館も業者が変わってきますので、そうした場合には、両方落札という形にしないといけないという、そういう要件が出てきますので、今回につきましては、全て2社JVという形で、一般競争入札、条件付きのその運営委員会のほうで決定したということでございます。

○教育部長（小野 実君） お答えいたします。

まず、4番目の今回、工区を4工区に分けた中での工程管理業をどうするかということのようではありますが、今回、今後、全請負業者、先ほど言いましたように、電気工事から全て空調関係でございますので、それを含めた全請負業者に対する説明会を開催する予定をしておりますので、その中で建設工事安全衛生協議会運営規程を設けまして、その中で安全管理から含めて全て、それと作業間の連絡及び調整等を協議していくような形に持っていきたいと思っております。

また加えて、工事施工業者が毎週、工程打ち合わせ会を開くと同時に、それに加えて工区ごとにも小会議を開くなどをして、業者間の連携をきちんと捉えさすという形をとっていきたいとも考えております。

それ以外の質問については、ちょっと技術的な部分がありますので、議長の許可をもらっておりますので、担当の施設の係長が来ておりますので、そちらのほうで答えさせます。

以上です。

○教育部教育総務課施設第二係長（田代信彦君） 施設第二係の田代でございます。よろしくお願いいたします。

お答えいたします。

コンクリートの打ち継ぎ関係についてでございますが、工区ごとに分かれておりますけれども、エキスパンジョイントがあるのが1か所ありまして、そこで工区分けをコンクリートの打ち継ぎが出ないように、エキスパンのところに分けたいと思います。工区分けはいたしません。

それから、体育館の軒高までは幾らかということですが、9.2mの高さまでが軒高で、鉄筋コンクリートと鉄骨の差は、どういうことかちゅうような格好でしたですけれども、津波対策のことを考えまして、鉄骨ではなくRCで当初から計画しておりまして、小屋組みだけを鉄骨から木造に変えたような次第でございます。

それから、鉄骨の校舎について、鉄骨の利用はどのようになっているかということでもございましたが、2工区のホールのところの階段室、それから昇降機について鉄骨を利用しております。

以上です。

○議長（玉利道満君） 堂森議員、ありますか。

○15番（堂森忠夫君） まず、管工事のほうでということでしたけど、今、もうほとんどが空調関係やらでも、電気工事分野が多いんですね。クーラー関係にしても、もう導管、配管。冷却のその水冷の配管があるんですか。

それと、仮に管工事のほうで受注したとしても、電気工事のほうへ下請を回すんだと。だから、それが無駄じゃないかというのがきております。

事業的には、もう仕事的内容的には、もう導管・配管になっていると思うんですが、その辺のまた説明と今後、どのような対応をするのか、発注関係において今後は検討していくのか、その辺を願いたいと思います。

それと、今、真ん中の階段が金属加工ということですが、十分、こういった分野の加工は、市内で調達できると思うんですが、そういった分野も元請に対して市長の説明がありましたので、地元調達するという確信が得られるのか。

それと、4番目の全体管理の工程管理について、まだ細かいところは検討されてないと思うんですが、このプレハブのつくり方、一軒一軒、各工事ごと、共同体ごとにつくるのか、それとも全体の大きなプレハブをつくって、その中に入れてもらうのか、そういったことによっても経費の削減になるかと思うんですが、その辺、どのように考えていらっしゃるのか。

それと、津波対策でということでもございましたけど、議会に報告したのは、鉄骨工事という説明だったわけですね、第1回目の説明会のときは。そして、1か月もたたないうちに変更をしておると。そういった、最初からというのがあれば、議会のほうに、最初からそのような報告をしていただければ、また、いい分野で検討はできたと思うんですね。そういったことについては、どのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

空調工事につきましてでございますけれども、建設業法の中で建設工事の種類という区分けがござ

いまして、その中に28の業種が定めてありますけれども、管工事の中に建設工事の内容ということで、冷暖房、空気調和、給排水、衛生等の設備を設置し、する場合はその管工事ですよというふうになっております。

ですので、堂森議員の言われるように、例えば家庭用の小さなクーラーであれば、電気工事でもいいかと思いますけれども、やはり業務用となりますと、業法的には管工事という形になります。

以上でございます。

○教育部次長兼教育総務課長（外山浩己君） 金属加工の関係の地元調達ということでありますが、それぞれの特記仕様書の中に、それぞれ仕様書でうたってございますので、そちらのほうで対応していただきたいというふうに思っております。

それと、作業現場事務所の件ですが、今回はかなりの業者の方が入られますので、今言われたみたいに、できれば1か所に、1か所ちゅうか大きなものをつくって、その中でやっていくという方法がとればなというふうに、今、考えております。

それと、体育館の関係で、軒高までは前もRCでという、屋根部分が鉄骨で最初、説明があったと。その後、木のほうに変えてという経緯はありました。それについては、前の議会のときにも説明をさせていただいたということでございます。

以上です。

○15番（堂森忠夫君） 今回のこの校舎のほうにおいて、その水配管の分野が使われるんですか、空調関係のその設備関係において。

それと、私もいろいろいろんな分野から入ってくるんですが、最初は鉄骨で計画し、そして予算がオーバーし、床面積を小さくして変更をしたと、そういうふうに私は聞いております。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

空調施設につきましては、当然、排水用のパイプが出てくると。クーラーを運転すれば、除湿して水が出てくるわけですが、そういう排管があるということでございます。

○教育部次長兼教育総務課長（外山浩己君） 体育館につきましては、当初ちゅうか軒高まではRCで、屋根については鉄骨ということで、途中経過説明ということでさせていただいて、その後、委託契約期間内ですので、その後の設計事務所関係との打ち合わせの中で、木のほうに切りかえたというようなことでございます。

○議長（玉利道満君） ちょうど今、11時になっておりますが、切りがいいところで、ここで一旦休憩にします。

（午前10時59分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時02分開議）

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

○29番（森川和美君） 三、四点、お尋ねをいたします。

きょうは、もう即決ということでございますので、先ほどの和田議員は、入札参加業者名と入札各価格、落札は、もうこれ、金額が出ておるわけですので、やはりこの本会議で可能な限り中身を明らかにしてから、それを参考にして賛否をとるわけですので、私はまず、その全てのこの5つの案件に参加した企業名と入札の価格、これを明らかにしてください、これがまず1点です。

もうそれと、いろいろお話を聞いておるわけですが、この本体工事、体育館のほかに電気、空調、水道ですかね、これらをあわせて、プールと造園がまだこれからだと思っているんですが、これを合わせた全体の価格はどれぐらいになっているのかお知らせをください。

もう1点は、体育館については、一部鉄骨造に変更になったわけですが、この地元の材質、木材を何m³ぐらい使うようなことになるのか、この3つをまずお知らせください。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

まず、1工区のほうからお答えいたします。入札価格で申します。

川野建設・岩井田工業特定建設共同企業体2億7,200万円、第一・上野特定建設共同企業体2億7,355万円、大英・井上特定建設共同企業体2億7,400万円、キョクヨウ・川添特定建設共同企業体2億7,460万円、岩澤・親和特定建設共同企業体2億7,520万円（発言する者あり）

○議長（玉利道満君） 森川議員、全部読みますか、それとも後の資料配付でよろしいですか。

○29番（森川和美君） その資料を今すぐ出せますか。出せんでしょう。

○議長（玉利道満君） 出せないから。

○29番（森川和美君） 出せなければ、私が尋ねたとおりにしてください。それと、もう少しゆっくりと、大事な部分ですから。

○議長（玉利道満君） はい、続けてください。（発言する者あり）

○工事監査監（池田満穂君） 福永・山藤特定建設共同企業体2億7,550万円。

○29番（森川和美君） これ、その業者名だけを出されたら、金額をばっばつと書いただけだから、それは可能でしょう。

○議長（玉利道満君） しばらく休憩します。じゃあ、今、資料をちょっと準備しますので、しばらく休憩します。

（午前11時06分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時16分開議）

○議長（玉利道満君） 答弁の続きをお願いします。

○工事監査監（池田満穂君） 大変失礼いたしました。今、お手元にお配りしておりますのが、工事監査課の閲覧室で一般の方向けに閲覧用の資料でございます。この中に、それぞれ1工区から4工区、それと体育館につきまして、落札の入札の価格が記載をされております。

それと、先ほど説明しましたけれども、落札した業者は、辞退扱いということで、辞退と表記されているところは、その前の案件において落札したというふうに見ていただければと思います。

以上でございます。

○教育部次長兼教育総務課長（外山浩己君） 工事費総額の金額ということでございますが、校舎、体育館、そして来年度にプールで外構、発注いたしますが、全て合わせまして23億8,000万で計画をしております。

それと木材の使用でございます。体育館の屋根、それと校舎の腰壁に使う木で、合計で約600m³ぐらいというふうに見込んでおります。

以上です。

○29番（森川和美君） これ、質疑をする前に申し上げますが、もう、これ、できちゃったわけでしょう。だから、こういうものを旧町、どの加治木、蒲生、始良も、ほとんど参考資料として出していたはずなんです、そうしますといろいろな中身がわかるから、また違った角度の質疑、議論ができるというふうにしておるんです。

そういうことで、やはりこの高かろうが安かろうが、我々みんなの税金がかかるとるから、我々は厳しくチェックをする義務が、責任があるわけですので、そこらひとつご理解をしていただきたいと思っております。

それから、この5つの入札率、これをお示ししていただきたいと思っております。それと、4工区に分けた、普通、私は2工区ぐらいがよろしいかと思っておりますが、4工区に分けた場合に、どうしても単価が上がるのではないかと私は素人的に思っているし、それと、この参考資料を見ていただければ、その1工区、2工区、3工区、この2工区のところは「く」の字になっていますよね。ここらあたりの工法的、工程的に、もうしょっちゅう、この業者が四つとですね、体育館は別ですから。

電気、水道、空調が、もう常に協議をせんにゃならんぐらいな状況に、なるのではないかというのを懸念してはるんですが、そこらは何ら支障はないのかどうか。

やはり業者さんは、いっぱいいっぱい従業員を抱えられて、この主任技術者ですか、あるいは監理技術者、ここらもきちっと現在もおそろえていらっしゃるんですかね。

お話によく聞くんですけど、ある業者なんかは、もう全て外部にというか、下請、孫請に出されているというお話も聞くんですよ、A級の中で。

それから、この共同体の中で、AとBということのほか、AとAというのがありますよね、2企業体、ありますでしょう。これは山藤と福永、それと上野と井上ですか、（「第一」と呼ぶ者あり）

第一、ここらは特に問題ないんでしょうかね。

それから、一番大変なのは、これを設計された設計屋さんだと思うんですよ。だって、あっこそこをきれいに管理せんにゃいかんわけですので、そこらはどうなんですかね。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

まず、入札率、落札率についてでございますけれども、校舎新築の1工区94.8、2工区98.4、3工区98.5、4工区99.0、それと体育館98.1となっております。

それから、技術者についての確保が、しっかりできているのかということでございますけれども、共同企業体の申請の段階で、技術者の専任配置予定技術者の名前、資格者証を提出させておりますので、今回の案件につきましては、専任の技術者が配置ができるということでございます。

それと、A・Aの組み合わせが二組あるということでございますけれども、先ほど説明しましたように、代表者の要件といたしましては、A級の中でも、特定建設業を持っている者というふうにいたしております。

ですので、2社については特定建設業でないので、この構成になったということでございます。

以上でございます。

○教育部次長兼教育総務課長（外山浩己君） 4工区に分けて施工上、心配ないかということでございますが、先ほど部長のほうも申し上げました、毎週、工程会議、たくさん業者が入りますので、綿密にやっぱり開きながらやっていきたいというふうに思っております。

それと、設計業者の関係なんですが、今回のこの設計業務を委託した東条・建設パートナーシステムの共同企業体に工程管理も委託をしております。その設計事務所、それと私どもと一緒に指導していきたいというふうに考えております。

以上です。（発言する者あり）

○29番（森川和美君） この工程の進め方ですけど、私は、ある親しくしている設計の方に若干、お話を伺ったんですが、例えば1工区の作業が先行した場合に、この「く」の字型のところ、これがまっすぐなら、あんまり影響、問題ないと思うんですけども、ここあたりで若干、気になりますよねというお話を聞いたんですが、いわゆる相当なくいを打つ、それから鉄骨で最初、外回りをしてから、いろいろ作業には入るんでしょうけども、そういったところを今後きちっと、できるだけ作業は協力し合いながら作業を進めて、工事を進めていくということなんですか。

以上です。

○教育部次長兼教育総務課長（外山浩己君） 今、言われたとおりに、そこは十分やっぱり注意をしながら、我々のほうも進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○23番（里山和子君） 今回のこの入札を見ていて、加治木町の業者が5社、蒲生町が4社、始良町

が1社入札で落札されているわけですがけれども、私、始良町在住の議員からすると、始良町のその小学校を建てるのに、始良町の業者が1社しか入らなかったというのは、どうなのかなっていうふうにちょっと不自然に思いますよね。

で、A社ランクの業者が少ないんだということは、聞いているんですけども、Aランク、Bランクあるんですけども、この業者名を教えてくださいませんか。Aランク、Bランク、9社と12社の業者名ですね。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

まず、Aランクから申し上げます。福永建設、大英建設、キョクヨウ、第一建設、井上建設、川野建設、丸岡建設、岩澤組、山藤建設、以上9社がAになります。

次、Bに入ります。上野建設、山内、岩井田工業、創建、是枝建設、川添建設、丸玉、親和建設、杉森組、若松建設、市来建設興業、フツハラ、以上12社がBランクでございます。

以上でございます。

○23番（里山和子君） これも資料として、その建設会社がどこに、住所と一緒に資料として出していないでしょうか、A、B、C、できたらCまで。

それは大体わかったんですけども、今回のこの落札を見ておまして、この代表者と構成員の割合は、1工区から全部、体育館まで70%と30%というふうに理解しているのかどうかということと、これは、本人たちが決める、市がこのように決めるのかどうか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

それで、7・3かもしれないんですけども、半々でとった場合に、加治木町の業者が約5割ちょっと、51%ぐらいですね、8億3,800万ぐらいになります、これは半々でとった場合ですよ。蒲生町が39.4%で6億3,800万ぐらいで、始良町が8.8%で1億4,200万ぐらいになるんですけども、これはとり方で違うと思うんですけども、このように、どちらかというに加治木、蒲生に偏った落札になってはいるわけですね。

始良町の業者さんたちからすると、合併していなければ、全部、ほとんど始良町の業者でやれたたのになあという、ちょっと入札はしていらっしやる面もあるんですけども、ちょっとそういう悔しい思いも、私は始良町出身ですので、あるのではないかと思ったりするんですけども、そのあたりのその落札状況について、市長はどのように思っているのかどうか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

まず、出資割合についてでございますけれども、出資割合につきましては、国土交通省が示しております、「共同企業体のあり方について」というのがありますけれども、その中に出資比率の最小基準が定めてございます。具体的には、2社の場合、最低出資割合を30%以上というふうになっておまして、この国土交通省の基準を準用いたしております。

今回の落札業者の出資割合につきまして申し上げます。

まず、1工区ですが、川野建設・岩井田工業ですけども、代表者が65%、構成員が35%。次に、2工区の岩澤・親和特定建設共同企業体でございますけれども、代表者が60%、構成員が40%。次に、3工

区の第一・上野特定建設共同企業体でございますけれども、代表者が60%、構成員が40%。それから4工区ですが、大英・井上特定建設共同企業体、代表者60%、構成員40%。続きまして体育館です。キョクヨウ・川添特定建設共同企業体、代表者70%、構成員30%。以上の割合になっております。以上でございます。

○議長（玉利道満君） 資料は、後で提出をしてください。

○工事監査監（池田満穂君） はい。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はございますか。（「あっ、市長に聞いていますよ、まだ質疑」と呼ぶ者あり）

○市長（笹山義弘君） 始良市になりまして、もう4年目に入ろうとしている中でございまして、始良町という行政が、どこにあるかというふうにお聞きしたいような気持ちでございます。

始良市としてのこの今回、建設をするにつきまして、私どもも相当の勉強をさせていただきました。そして、この費用対効果の面だけで申し上げますと、一般競争入札にかけてするのが、一番、効率的であるということは、皆様も承知のとおりでございます。

しかし、現在のいろいろな流れを見ますと、宮崎県においても、指名競争入札に戻すということにしております。今、このことは、例えば災害等が起こったときに、いち早く駆けつけて行政の手助けをしていただく、これはやはり地元に残って本社を置いて、しっかりと事業を展開いただく方が、まさに始良市を助けていただくということから、やはり地元を育てていくという観点から、このような手法をとったことございまして、その組み合わせ等については、業界の方々のお知恵が働いたものと思っておりますが、そういう行政は一切、そこはタッチしてございませんので、そういう中で皆様方がお知恵を出していただいて、そのような形が整ったということで、私は大変、今回のことについてはありがたいことだというふうに思っております。

ただ、あとは、そのそれぞれが担っていただくわけですが、一番大事なことは、市民の皆様にしっかりした学校を提供するということ、最大の目的でございますので、そのことに向けて、しっか汗をかいていきたいというふうに考えております。

○23番（里山和子君） 失礼しました。旧始良町ということでした。

この落札率が、全部、この99%を初めとして非常に9割台で高くなっているんですけども、これについては、箱物建設でも、やっぱりもうちょっと抑えることができるのではないかとこのように考えたりもするんですけども、これについて何とかもう少し、落札率を低く抑えることはできないのかということについては、いかがでしょうか。

それと、ちょっとクーラーについて、空調の管工事のところでお聞きしたいんですけども、松原なぎさ小学校は、扇風機設置になるということだったと思うんですけども、この管工事をされて、一部、特別教室などにつくんでしょうけれども、全体をその視野に入れた管工事になるのかどうか。

それと、扇風機設置にするのとクーラー設置にするのとでは、どのくらいのこの費用の差が出てくるのか。それと、3分の1補助はあるというのは、この間、共産党の議員研修で県議からも聞いたん

ですけれども、3分の1補助は、降灰のひどいところだけでなくもあるということを知ったんですけれども。

今後、そのようなクーラー設置など、一番、最近は私のうちなども毎日のように灰が降りますし、今、松原も同じだと思うんですけれども、非常にこの夏の暑いとき、9月、10月も暑いと思うんですよ、7月まで学校もありますので。

そのようなクーラー設置などについては、今後、どのような考え方を持っていっていかれるかをお伺いしたいと思います。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

落札率を抑える必要があるんじゃないかというようなことでございますけれども、始良市におきましては1億5,000万円以上、以前は事前公表と、予定価格の事前公表といたしておりましたけれども、1億5,000万円以上を事後公表というふうにいたしております。

これは、今年度から4月の1日より改定をしまして、1億5,000万円以上は事後公表というふうにいたしております。

そのようなことから、予定価格は公表はしていないわけですが、これはあくまでも入札の結果でございますので、予定価格、公表してないことから、業者が積算された結果というふうに思っております。

○議長（玉利道満君） クーラーは。クーラー設置と。

○教育部長（小野 実君） お答えいたします。

今回の新設校に関しましては、各子ども、生徒の児童の教室に関しては、やはり扇風機としておりますので、それ以外の職員室とかそれから特別支援室等は、全てクーラーつきをしておりますので。

ただ、先ほど議員が言われたように、降灰の関係のクーラーの各学校の問題等につきましては、まだ他の学校の絡みともありますので、それを再度、その中で相当数の財源の確保が必要になりますので、それを踏まえた中で検討をしていきたいと思っております。

ただ、補助金はさっき言いましたように、3分の1の補助があるということは理解しておりますので、それを踏まえた中で検討をしていきたいと考えております。

○議長（玉利道満君） 管工事は。管工事の全体化っていうのは。

○教育部教育総務課施設第二係長（田代信彦君） 今、管工事のことと、今、空調のことを一緒に言われましたけれども、管工事の中に空調が入っておりますので、今、言いましたように、大規模改造関係で質的整備ちゅうことで、空調整備をする3分の1の補助ちゅうのがあることはあるんですけれども、今度の工事には該当しません。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○27番（吉村賢一君） 2点ほど質問をさせていただきます。

まず、総額24億という金をかけて立派な学校をつくるわけなんですけど、将来人口として、きのうもちょっと講演会がありまして、皆さん、聞きにいかれた方もいらっしゃると思うんですが、10年後、20年後というのは、どういうふうな小学生人口になるのか。

今、例えば各学年3クラス、用意されていますけど、現実には私が住んでいるところの加治木小学校につきましても、もう二十数年たちますと、もうようやく1クラスを何とか2クラスに分けてやっているというぐらいになっております。

周りの小学校とのバランスといったのを考えて、いろいろ検討されておられると思うんですが、その辺の10年後、20年後の周りの小学校を含めてのクラス編成の見通しはどうなっているかということと、学区編成というものはどうなっているか。で、学区編成につきましても、わかりにくいとしましたら、後ほど資料でいただきたいと思います。

それからもう一つ、ここの職員室ですかね、2つに工区としては分かれていますけど、これは再三、先ほどから同僚議員から質問出ていますので、うまく調整されて工事をやるということであると思うんですが、同じ教室を2つに分けてやるという分割発注というのは、いかがなものかなというような感じがします。

以上2点、質問させていただきます。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） お答えいたします。

児童数の変化についてでございますけども、まず、平成27年度スタートは、一応、515人の予定でございます。その後、次の年が508人、29年度が498、30年度が492、平成31年が476というような、これはもう現在の数字で出しておりますけれども、現在、どんどん新しい住宅が建っているようでございまして、場合によっては、これよりもまたふえてくる可能性もあるというふうに考えておまして、クラスが極端に減少するとかいうようなことは考えてられないというふうに、取り上げております。

それから、学区編成については、また後ほど資料として提出させていただきます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。（発言する者あり）

○教育部長（小野 実君） ちょっと追加でお答えいたします。

今回の学校関係で教室数の数につきましては、今、国が1年生が35人、それから、小1が30人、県のほうが小1・2が30人編成という形をとっておりますので、それを踏まえ、さらに今後、将来、国のほうで全学年35人制があるだろうということで、それを踏まえた将来的なものを考えた中で、教室の数の編成も行っております。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありますか。（「ちょっとまだ終わってないですよ」と呼ぶ者あり）

○27番（吉村賢一君） 終わってないです。さっきの教室を分けるっていう話、職員室。

○議長（玉利道満君） 職員室を2つに割った。（発言する者あり）

○教育部長（小野 実君） それについては、担当係長のほうに答えさせます。

○教育部教育総務課施設第二係長（田代信彦君） お答えいたします。

確かにおっしゃるとおり2つに分けておりますので、協議を一生懸命しながら、問題にならないように管理をしていきたいと思っております。

以上です。

○27番（吉村賢一君） 今、将来、10年未満のところの見通しを教えていただいたわけなんですけど、10年、20年というのは、本来的には難しいんでしょうけど、そういうところを考えていくと、周りの学校、建昌とか、あるいは始良小学校、そういったところは減っていくんじゃないかと。

そうすると、学生とかそういったのを見ながら、10年後は大体、こういう方向に考えているっていうような思案があれば、お示してください。（発言する者あり）

○議長（玉利道満君） 吉村議員、今、案件が、ちょっと筋が違った質問だということでございますけれども、学生については、また別の観点から議論をしていただきたいと思います。

○27番（吉村賢一君） はい。

○5番（田口幸一君） やっと回ってきました。それでは、今、いろんな工法とか入札の結果等はわかりました。この立派な松原なぎさ小学校を建設するには、今、同僚議員のお話で、約24億、25年度、26年度、そこで質疑をいたします。

この3月議会で、この予算書の197ページに、皆さん、賛成多数で可決されましたが、前払い金が8億3,589万2,000円、これ、3月議会で賛成多数で議決、可決になっております。

そこで、この今回のきょう、市長が提案されました1工区から4工区、そして体育館を加えた契約金額、もう仮契約は終わっていると思うんですが、16億1,999万2,500円となっているんですよ。16億1,999万2,500円。26年度は、プール、グラウンド、約15億円ということで、これは3月議会のときに説明がございました。

そこでお尋ねをいたします。1工区から体育館までのそれぞれの前払い金額は幾らで、その合計金額は幾らか、これは大事なことですよ。前払い金をせんことには、この建設企業体は準備に入れないわけですから、あつということはないと思いますよ。

それから2つ目、これは全て一般財源でつくればいいと思うんですが、そういうわけにはいきません。国・県支出金、つまり国庫補助金、県補助金は幾らになるのか。そして一般財源は幾らですか。こういう大型建設では、起債というのが必ず入ってきます。起債はどうなっているのか。

それから、これも25年度の始良市予算、これは説明書ですが、これが本のこの8ページに債務負担行為というのがあります。4の（仮称）松原小学校整備事業に伴う債務負担、平成26年度まで15億6,902万5,000円というのが可決、議決されております。

それで、今、この先ほど申し上げました前払い金の40%、8億3,589万2,000円と、この8ページに掲げてございます、平成26年度まで15億6,902万5,000円、これを足せば、この16億1,999万2,500

円、この範囲内におさまるわけですけど、これについて説明をしてください。

1回目は以上です。

○教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君) それぞれの工事契約案件の前払い金の額でございますが、まず、校舎1工区です。前払い金で1億1,420万、2工区が1億5,750万、3工区、1億450万、4工区、1億2,550万、体育館のほうは1億4,610万ということで、合計7億9,262万8,000円ということで、前払い金合計額でございます。

それと、債務負担等の関係でございますが、先ほど申し上げました全てのこの工事、校舎、体育館、プール、外構含めまして23億8,000万で計画をしております。

この計画のうちに、平成25年度の予算としましては、今年度工事を着手します、この校舎、それと体育館、この契約金額のうちに、この財務規則の第64条に規定する公共工事の前払い金が4割ということでございますので、4割分の8億3,589万2,000円を計上しているところでございます。

なお、総事業費から今年度前払い金4割分で6割分のこの残額分と、来年度着手をしますプール工事、それと外構の工事につきましては、今の議員言われました15億6,902万5,000円の債務負担行為を平成26年度までということで、予算書のほうで組ませていただいております。

以上です。

財源の内訳関係についてでございますが、当初予算の計上というところで申し上げさせていただきたいと思っております。

校舎のほうは、国庫補助金が4億1,994万5,000円、地方債が3億7,000——ああ。地方債がこの2分の1の国庫補助でありますので、残りの補助裏といたしますか、2分の1の部分については、90%の起債充当率がございますから、その90%の起債充当率の地方債のほうは3億7,790万。そして、補助対象外の経費についてのこの起債であります、これは6億5,080万でございます。一般財源が2億1,696万9,000円ということになっております。

体育館のほうは、同じく国庫負担金が1億371万2,000円、地方債の90%の部分のほうの地方債が9,330万円、補助対象経費外のほうは1億7,030万円、そして一般財源が5,680万1,000円というような財源配分というふうになっております。

以上です。

○5番(田口幸一君) さきに、森川議員が資料提出を求め、工事監査監からいただきました、この1工区のところで、この一番下のところに丸岡・創建特定建設共同企業体というのが入っております。あとは、この辞退が書いてあります。

しかし、この丸岡・杉森建設共同企業体というのは、そこにあります、始良公民館大規模改修も手がけているんですね。

先ほど工事監査監からもありました、同僚議員の質疑の中にも出てきましたが、主任技術者現場代理人というのは、もしここが、これは辞退ちゅうのは書いてないですよ。これを落札したのが、有限会社川野建設株式会社・岩井田工業特定建設共同企業体、これ辞退というのは書いてないです。これをどういうふうに取り扱うのか。

それから、もうほとんど同僚議員が質疑されましたので、この今、私が言いましたが、代表者に有限会社川野建設、構成員、株式会社岩井田工業というふうになっておりますけど、普通、私は、私が

知識はないですから、有限、代表者とパーセントを言われましたよね、先ほど、65%とか35%とか60%とか40%、これはどうなっているんですかね。この1工区の有限会社川野建設、構成員の株式会社岩井田工業、これはやっぱり有限会社川野建設のほうが比重は高いんですかね、そこを説明してください。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

まず、丸岡・創建特定建設企業体で辞退扱いになってないということでございますけれども、先ほど申しましたように、辞退扱いとするのは、あくまでも今回の松原なぎさ小学校の案件でということでございますので、公民館については別件ということでございます。

それと、川野建設・岩井田特定建設企業体のほうで、川野建設さんが親でということですが、出資割合につきましては、親が代表者が65、構成員が35となっております。今回の入札につきましては、あくまでも代表者は建築のうちの格付のAということですので、点数的にもそのAのほうがもちろん高いわけですので、技術力もそちらのほうが高いということでございます。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） もう1回ですが、じゃあ、細かいこと、繰り返しになると思うんですが、先ほど言いましたように、この丸岡建設・杉森組は、その公民館大規模改修工事に今、あたっているんですよね。これは辞退してないと、この1工区のこれで、丸岡・創建。

もし落札をした場合、主任技術者とか現場代理人というのは、これ、置かないかんわけでしょう。1工事現場において、主任技術者、現場代理人を置かないかんわけでしょう。そこ辺はどうでしょうか。

○工事監査監（池田満穂君） 今回の学校建築につきましても、当然、申し込みの段階で技術者の確認をいたしております。

丸岡建設さんのほうは、建築関係の資格保持者が4名いらっしゃいます。そのようなことで、丸岡建設さんのほうが、建築のほうの資格を持っていらっしゃる方が、公民館のほかにいらっしゃるということで、構成員が杉森さんから創建さんへ変わっておりますけれども、構成員のほうは建築の資格が、資格を持っている方がいらっしゃらなかったために、業者さんが構成員のほうが変わったということでございます。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） これでしばらく休憩いたします。午後は1時から（「採決しましょうよ」と呼ぶ者あり）午後1時から（「質疑がある」と呼ぶ者あり）質疑が残っていますので。（発言する者あり）

（午前11時57分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時56分開議）

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

○24番（堀 広子君） 公共工事の設計労務単価の件で質疑を行います。

予定価格の積算に労務単価が用いられるわけでございます。そこで、ことしの4月から労務単価の引き上げが行われて、さきの6月議会で増額補正も行われたところでございます。

この労務単価の引き上げが、確実に労働者の賃金に反映されるように、市といたしましてどのような対応をされたのか、また、されてなかったら、今後、どうされるのかをあわせてお尋ねいたします。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

労務単価につきましては、議員仰せのとおり、ことしになりまして大幅な改定があったわけですが、あわせて国から民間の発注者にも要請をしているということでございます。

ただ、民間等にとりましては、やはりちょっと出だしが遅いといいますか、そういう部分があるのではないかというふうに予測をしておりますので、業者さんは、公共工事だけするわけでございせん。

そのような観点から、また状況を見ながら、国のほうでも、毎年10月に市場調査をするようにしております。その結果に基づいて、来年度の労務単価を決めるというふうになっておりますので、始良市のほうでも、もうしばらくした段階で、企業なりに聞き取りなりそのようなことができないだろうかと、今、検討をしているところでございます。

以上でございます。

○24番（堀 広子君） これから、その聞き取りをしながら、来年度の予算に反映していくということでございますか。

そうになりましたときに、だといたしましても、今回の改定は、最低賃金のように拘束力というものがございますので、これ、やはり労働者の賃金に反映するかどうかということが、事業者に委ねられているのではないかと思うところなんです。確実に労働者の賃金に反映するかということには、ならないんじゃないかと危惧するところでございます。

そこで、全国でも行われております労務単価法の、これは労契約法の条例ができているところがございます。いわゆる労働者の公共事業に従事する労働者の最低賃金額を取り決めて、元請受給者にその遵守を義務づけるという制度みたいでございます。

よって、私たち、税金で賄うというか、税金が適正に使われているかっていうのは、私たちの行政の責任でもあるかと思っておりますので、ぜひそういう意味では、労働者の賃金に確実に反映されるように、そういった先進的な取り組みをされているところも事例も参考にといいか、確かに労務単価をも基準にして決められているようでございますが、こういった公契約法の条例を、始良市におきましても制定する必要があるのではないかと思いますけれども、この件につきましては何かご見解をお持ちでしょうか。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

建設工事関係の労務単価につきましては、先ほど申しましたように、毎年10月に市場調査をするようになっております。

今回の賃金改定におきましても、これは全国レベルですけれども、それぞれの建設業関係の団体に、賃金についても国が改定をしたように、直接、労働者のほうへ、賃金改定が行われるようにということで要請をいたしております。

また一方、その市場調査におきまして、もしそのような改定がない場合は、また、労務単価は下げますよというようなことも言われておりますので、もうそのようなことから、次を市としては見守りたいというふうに思っておりますけれども、建設関係につきましても、先ほど申しましたように、もうちょっと時間が過ぎた段階で、市内の業者さんに聞き取りなり、そういう方法ができればというふうに思っております。

以上でございます。

○24番（堀 広子君） 今回の契約には、この労務単価の引き上げは反映されているのでしょうか。補正予算が組まれたわけなんですけれども、その点、この補正が組まれた分が確実に労働者に反映できるような仕組みということで、私が今、提案したところなんですけれども。

これまでのやり方というのは、発注してしまったら、あとは元請の責任で、下請との関係や賃金、労働条件のことは関係がないと、こういった考えもあったのではないかと思うところでございます。

ですから、入札とか契約のあり方も見直して、やはり公契約法の条例というふうに名前がなっておりますが、こういった公共事業等に従事する労働者の最低賃金額を取り決めて、元請の受給者にその遵守をするが、きちっと守ってもらうという法律の制定を、条例の制定を行うべきではないかという、例えば要望にもなりますけれども、今後の取り組みとしてやってもらえたらという考えのもとで、お尋ねしているところでございます。

10月の聞き取りなどをお聞きしてということでございますが、現時点では、指導等はなされていらっしゃるんでしょうか。発注の段階で、今回、掲げておられますこの企業の団体などに指導・助言などは、始良市としてはされていらっしゃるんでしょうか。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

今回の労働賃金改定がございまして、変更契約の段階で今回の契約の趣旨を説明して、十分反映するようにしてくださいということでお願いをして、変更契約をいたしております。

また、工事の検査の段階でも、今回、こういう大幅な賃金改定があったということで、そこらも十分踏まえて、賃金等についても見直しを検討してくださいということでは、お願いをしているところでございます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（湯元秀誠君） せっかく午後からも開会していただきましたので、昼飯を食べまして、一言質問をしてみたいと思います。

今回、校舎の分においては4つの共同企業体でやるわけですが、管理者にとっては、逆に4つの企業体なんですよ。この設計の東条さんっていうんですかな、そこにとっては、共同体、4つの共同体という形で見えていかれるわけですが、今後のこの共同企業体の進め方というところ、今回、はっきり4企業体が判明いたしました。

それにまた体育館も入るわけですが、校舎のところに関して、例えば仮設、それから仮設はこれあたりも入るわけですが、そういうところでの共有して工事を進めるとか、そういう今回のこのいろんな入札条件やら施工条件の中に、そういうものが含まれているのか。

というのは、例えば、いろんなところに資材を使うわけですが、メーカー名、それから品番名、設計書をうたってあるわけですね。どこもコストを安くする、仕入れを安くするために、躍起になって安いところを探したり下をたたいたりして、資材を購入するわけですが、そういうときに、やはり我々議会もそうですが、執行部側も、完成度を高くして立派な建物をつくってもらわんにやいかんわけですね。

片や向こうは、利益を上げるために一生懸命なられることありなんですね。そうしたやはり資材によっては何々同等とかあるんですよ。品番があっても、それと同等のやつを使えとか。

ただ、4つの業者がそれぞれのプレーをされますと、それぞれのすり合わせをするときに、いろんなものが生じてくると。そういった場合、施工管理をされる方が、きちっとそこで施工指示書を出して、これにしなさいというようなことでなければいいんですが、それぞれのやり方でやってしまうと、例えば、ちんどん屋的になるわけですね。

そういうことを含めて、今回、この入札に関して、それ以後の今から先、進めていかれる協議の中で、その施工管理者を含めてどのような進め方をされていくのか。

例えば、この分とこの分は共有して、資材等も共同購入、いろんなことを進められていく、そういうことも行政側のそういう一つの条件の中に入るものか、そこらあたりをちょっとお知らせください。

○教育部次長兼教育総務課長（外山浩己君） 確かに言われますとおり、工区を4工区に分けてございます。考え方としましては、この案件、承認いただけましたら、すぐかかわる業者全てを集まっていたいで、そこで説明会、そして会議を開く予定でございます。

その中で、安全衛生委員会も当然、立ち上げまして、4工区に分けておりますので、それぞれでまた動くということになりませんから、代表というんですか、リーダー的なところの企業体を1つ、やっぱり決めていただいて、そこを中心に、言われました管理委託をする業者のほう、それと、こちらの市役所のほうと、そこで密なやっぱり連携をとりながら、やっていきたいというふうに考えております。

あと、工事、始まりましたら、工程会議というのを毎週1回、開くというふうになっておりますので、その下にはまた小会議とかそういうのをづくりながら、言われるように、立派なやっぱり施設をつくり上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

○12番（川辺信一君） 3点ほど質問、質疑いたします。

まず1点目は、1棟を分割して工区を決めて発注するというやり方は、私は業者じゃないんですけど、あまり聞かない手法だと思っていて、そのあたりの県内における実績、入札の、があるのかどうかという点、1点目。

2点目は、JVの場合に出資比率ですか、7・3とか4・6とか、65%と35%とかありますけども、

私がちょっと聞いた範囲では、親と子という関係になるんですけど、出資比率の大きいところは親としまして、実際、工事をするのは、施工するのは、その親のほうがして、子どもは要するに実質的には施工しないということで、利益の配分というんですか、経費の配分というか、それをするというようなふうに、するんだちゅうことを聞いておるんですけども、実態的には業者のやることだから、行政介入できるかどうかかわからんですけども、その辺が考え方としてどういうふうになるのかという点ですね。

3点目は、工区をたくさん分けましたり、いろいろ分離発注しているわけなんですけども、この学校の延べ床面積に対する1坪当たりの単価はどのようなふうになっているのか。これは校舎の分と体育館の分とやっぱり施工法が若干違いますので、単価的にも違うと思うんですが、校舎の分が大体1坪当たりどんぐらいの単価になってきているのか。全部、附帯設備とか含めまして、1坪当たりの単価で幾らになっているのかちゅうのをお尋ねします。

○**工事監査監（池田満穂君）** まず、JVの出資比率についてでございますけれども、親が仕事して子は配分だけというような話がございましたが、建設業法の中でそれぞれ出資割合は最低が決められて構成するわけですので、そして専任の技術者、それぞれ配置をして行います。

当然、専任ということで、現場に常駐しなければいけません。ほかの現場とのかけ持ちはできないという形になりますので、そのようなことはないと、できないというふうに思っております。

また、延べ床面積当たりの単価ということでございますが、今回の入札の結果で、ちょっと私、はじいてみたんですけども、校舎全体当たりの坪単価といいますか、それが78万4,000円、それから体育館全体でいきますと、坪単価が108万2,000円ほどになるようでございます。

それから、1棟を分割して工区を決めて実績はというようなことでございますが、聞くところによりますと、霧島市で何か新設校であったというふうには伺っております。

以上でございます。

○**教育部長（小野 実君）** ちょっと追加で。最後の工事監査監が言われた霧島市の関係でございます。平成20年度に新設された霧島市の天降川小学校ですが、これは5工区に分けて発注しております。

○**12番（川辺信一君）** 坪単価が出ましたけども、民間のRCの工事とか、ほかの入札したRCの単価と比べて、価格的に高いのか安いのか、どういう水準なのか、どういうふうになりますか。

○**議長（玉利道満君）** 川辺議員、同一ような建物についての坪単価の比較ですか。

○**12番（川辺信一君）** そうです。

○**教育部教育総務課施設第二係長（田代信彦君）** お答えいたします。

補助対応で補助金をもらってする工事でありますので、県・国の審査もありまして、ほかの事例と同じ金額になるように計算をして発注しております。

以上です。

○12番（川辺信一君） 答え要りませんが、民間と比較ですればどうなのかちゅうのを聞いたかったんで、それは把握してないちゅうことでいいですか。

○教育部教育総務課施設第二係長（田代信彦君） 民間の学校とは比較しておりませんので、程度がわかりませんので、比較しようがちょっとわかりません。
終わります。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） お諮りします。

ただいま議題となっております、日程第6、議案第59号 工事請負契約の締結に関する件（松原なぎさ小学校校舎新築工事（1工区））は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第59号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第59号 工事請負契約の締結に関する件（松原なぎさ小学校校舎新築工事（1工区））は可決されました。

○議長（玉利道満君） お諮りします。

ただいま議題となっております、日程第7、議案第60号 工事請負契約の締結に関する件（松原なぎさ小学校校舎新築工事（2工区））は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第60号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第60号 工事請負契約の締結に関する件（松原なぎさ小学校校舎新築工事（2工区））は可決されました。

○議長（玉利道満君） お諮りします。

ただいま議題となっております日程第8、議案第61号 工事請負契約の締結に関する件（松原なぎさ小学校校舎新築工事（3工区））は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第61号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第61号 工事請負契約の締結に関する件（松原なぎさ小学校校舎新築工事（3工区））は可決されました。

○議長（玉利道満君） お諮りします。

ただいま議題となっております日程第9、議案第62号 工事請負契約の締結に関する件（松原なぎさ小学校校舎新築工事（4工区））は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第62号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を

可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第62号 工事請負契約の締結に関する件（松原なぎさ小学校校舎新築工事（4工区））は可決されました。

○議長（玉利道満君） お諮りします。ただいま議題となっております日程第10、議案第63号 工事請負契約の締結に関する件（松原なぎさ小学校体育館新築工事）は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。堂森議員、まず、原案に反対のことで。

○15番（堂森忠夫君） はい。議案第63号 工事請負契約の工事請負金額に反対の討論をいたします。その理由は、工事請負金額3億6,540万円が納得できませんので反対とし、その反対の理由といたしましては、5点ほど指摘いたします。

まず1番目に、議会で設計事務所、次長での説明では、設計事務所の説明では、体育館は鉄骨構造ですという説明をはっきり受けとめております。また、そのときに教育長が出席し、鉄筋コンクリートに軒高まではしますよと、そのような話があるのであれば、議会からもそれなりの意見が出たと思えます。そういった誠意のない分野が、こういった単価に影響していると判断しております。

2番目に、私は平成25年度の当初予算において、この市政運営に対しての姿勢、トップの姿勢に対して反対討論をいたしました。また、それに対して反省もなく、このような形になっておることが残念であります。

3つ目に、津波対策も理由は、私は理由にならないと思います。今の建築基準法に基づいて、耐震法、津波対策を入れた設計をしっかりと設計・施工をするならば、大断面を柱に使用しても、鉄骨構造を使用しても大丈夫であります。それは鉄筋コンクリートの柱にしないと、耐震とはならないということはないと捉えております。

4つ目に、今、設計事務所がプランを出したときには、バランスよく材料の資材を配置していると、私はそのように捉えております。今、鉄筋コンクリートが多く使われます、ていることになります。

そうしたときに、将来、やがては解体する時期が来ます。そのときには、次の世代に負の財産を与えることになります。大きな視野で見ると、日本は人口が減ってきますよ。そうしたときに、今の体制を持続できないわけです。ですから、材料はバランスよく配置し、するならば、また将来の子どもたちに負担をかけない、そのように私は受けとめて設計するならば、まだ安くできたと捉えております。

また、そういったいろんな会議等において、談合の会とか一部の会を優先するのじゃなく、三役は公務員として長く働き、公金を大事に扱う、そういった分野においては、やはり広い視野から見て、断る勇気も持たなきゃならないと思います。

上下の板挟みになって、ただ、周りがよかどよかどと言や、それに調子に乗ってよかどと認める、そういったのでは、市民に大きな負担をかけることになります。

ですので、やはりそういった管理面においてルーズな分野があり、誠意のない管理体制が3億以上の金額になっている、そのように捉えますので、私はこの金額に対しては反対、建物ができることには大賛成であります。

以上で反対討論といたします。

○議長（玉利道満君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから議案第63号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第63号 工事請負契約の締結に関する件（松原なぎさ小学校体育館新築工事）は可決されました。

○議長（玉利道満君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議を閉じ、平成25年第1回始良市議会臨時会を閉会します。

(午後1時24分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

始良市議会議長

始良市議会議員

始良市議会議員